

# 入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が発注する（長期継続契約）公用自動車賃貸借業務契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 理事長 齋藤 保

## 2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 (長期継続契約) 公用自動車賃貸借業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書①から③のとおり
- (3) 履行期間 令和6年7月1日(月)から令和8年3月31日(火)まで

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に、公共機関(国・地方公共団体の機関)から入札参加資格制限措置を受けていない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者。または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者。
- (3) 自家用自動車有償貸渡許可証を有し、福島県内に本店または支店、営業所を有する者。
- (4) 暴力団により不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第32条第1項各号)に該当しない者。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式。以下「確認申請書」という。)に次の書類を添付し、下記5(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 自家用自動車有償貸渡許可証(写)

イ 営業所の所在地を確認できる書類(会社要覧、パンフレット等)

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一度受領した書類は返却しないものとする。

## 5 契約条項等を示す場所

- (1) 契約条項等を示す場所(入札説明書の配付場所及び問合せ先)

住 所 〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553番地2 福島県富岡合同庁舎2階

法 人 名 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

電話番号 0240-23-4315

F A X 0240-23-4295

(2) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所等

提出期限 令和6年5月16日(木)8時30分から令和6年5月23日(木)17時15分まで(土日祝日を除く)

提出場所 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 ふくしま12市町村移住支援センター 移住支援部 総務課

提出方法 持参または郵送(提出期間内必着)  
入札参加資格の有無を一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)により通知する

(3) 入札書及び開札の日時、場所

日 時 令和6年5月30日(木)10時30分から

場 所 〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553番地2 福島県富岡合同庁舎1階  
福祉相談コーナー

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第3号様式)に必要な事項を記載し、上記5の(3)に示す提出日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付すること。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)の写し

イ 委任状(第4号様式) ※代理人が出席し、入札をする場合

(3) 入札書には、次の事項を記載すること。

ア 入札書に記載する金額は①小型自動車(コンパクトカー)2台、②小型自動車(ステーションワゴン)2台、③小型自動車(ミニバン)1台に係る1か月分の賃借料の合計額(消費税相当額を含まない。)を入札書に記載すること。履行期間全体の総額ではないので注意すること。

イ 入札書に記載する金額は、次年度以降に支払う金額の根拠となるので、変更が生じないように1回あたりの支払額(月額)を精査して記入すること。

ウ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札金額とする。よって、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の住所、商号または名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

オ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号または名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加する者は、入札金額（月額）に 12（12 か月分）を乗じた額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、機構が指定する銀行口座へ振込で納めるものとする。なお、振込手数料は入札者負担とする。
- (3) 入札保証金の納入は、入札前日までに行うこととし、事前に後記 18 に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記アまたはイに該当し、入札保証金の免除を希望する者は、前記 5（2）に掲げる期日までに入札保証金納付免除申請書（第 5 号様式）と入札補保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証書）または実績調書（添付様式 1）と添付書類を提出すること。
  - ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他地方公共団体または機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 入札保証金は、落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納入に係るものは契約書の取り交わし後に返還する。なお、振込手数料は入札者の負担とする。
- (6) 落札者の入金に係る入札保証金は、前記 7（5）にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- (7) 落札者の納入に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交わしをしないときは、機構に帰属させる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5（3）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6（2）で指定する書類確認を受けるものとし、代理人の場合は身分証明を提示し確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納入した者は、金融機関が発行した納入したことを確認できる書類を提示し確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者または代理人を立ち合わせて行う。入札者または代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直にその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札について棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は 2 回までとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、そえに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、公用自動車賃貸借業務契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（第6号様式）により令和6年5月22日（水）までに機構理事長に説明を求めることができる。  
機構理事長は、同じく公用自動車賃貸借業務契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（代6号様式）により速やかに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者またはその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることはできない。
  - ア 契約の履行にあたり、故意に不正な行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと、または契約者が契約を履行することを妨げる者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者またはその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者またはその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者またはその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、または撤回することができない。

## 11 入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を後世に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金または有価証券を納付、または提供しない者がした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (5) 同一事項の入札につき、他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 日付、記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札

- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、または後発の入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で制定の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、または再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち最も安価な入札を行った者から順に行う。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額（月額）を1年間あたりの額に換算した額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、機構が指定する銀行口座へ振込で納めるものとする。なお、振込手数料等は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金の納入は、落札決定日から6日以内に契約書取り交わしの前日までに行うこととし、事前に後記18に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記アまたはイに該当し、契約保証金の免除を希望する者は、落札決定日から3日以内に契約保証金納付免除申請書（第7号様式）と履行保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）または実績調書（添付様式1）、及び添付書類を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
  - ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 落札者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他地方公共団体または機構とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 契約保証金は、契約の相手方が契約履行後に返還する。なお、振込手数料は契約の相手方の負担とする。
- (6) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属させるものとする。

### 15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定する期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両社が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

16 契約条項

契約条項は、公用自動車賃貸借業務契約書(案)による。

17 その他

(1) 天災等やむを得ない理由により、入札または改札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(2) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与または譲渡

イ 第三者への配付を目的とする本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配付

18 当該契約に関する問い合わせ先

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜 553 番地 2 福島県富岡合同庁舎 2 階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

ふくしま 12 市町村移住支援センター 移住支援部 総務課 清水

電話 0240-23-4251 FAX 0240-23-4295 メール [ijyu-koubo@fipo.or.jp](mailto:ijyu-koubo@fipo.or.jp)